

第1回 丹波市春日地域市立小学校統合検討委員会黒井・船城地域部会
次第

日時：令和7年10月17日（金）
19時30分～

場所：丹波市春日福祉センター「ハートフルかすが」

1 開会

2 前回会議（全体の検討委員会）の主な意見

- ・ 前回会議録（資料1）

3 報告・協議事項

（1）丹波市春日地域市立小学校統合検討委員会設置要綱の改正について

- ・ 改正後の設置要綱、新旧対照表（資料2）

（2）正副部会長の選出

（3）黒井小学校と船城小学校の統合検討について（意見交換）

- ・ 黒井小学校と船城小学校の小学生数の推移（資料3）
- ・ 学校の小規模化に伴うメリット、デメリット（参考資料）

4 次回部会の日程について

- ・ 日 時 月 日（ ）19時30分～
- ・ 場 所

5 閉会

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary-ruled notebook paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

会議記録

- 会議名 第2回 丹波市春日地域市立小学校統合検討委員会
- 日時 令和7年8月28日（木）19:30～21:30
- 場所 丹波市春日福祉センター「ハートフルかすが」大会議室
- 出席者 委員：山川 茂則、荻野 利直、笹川 一太郎、三村 均、小西 和良、
畑 義一、久下 拓朗、近藤 敏彦、山田 吉晴、穴瀬 一正、
竹知 直弥、山本 昌彦、岸 麻記子、矢持 隆次、山内 勝司、
原田 雅登、植木 和也、芦田 巧、谷口 大貴、近藤 賀絵、
大原 茉央 21名
欠席委員：亀田 真以子、井上 友海、足立 賢太、野口 恵里 4名
識見者：藪内 文次郎、小田 敏治
教育委員会：片山教育長、山本教育部長、小森学校教育課長、足立教育総務課
長、足立教育総務課副課長兼係長、福垣係長、河南主査、梅田主
事

1 委員から相談があったことについて共有

山川委員長：委員の方々よりご相談があったことについて、委員の皆さま方に共有させていただく。先日、特定の団体から、複数の委員のご自宅に、この検討委員会に関する要望書が届いたと報告を受けている。なぜ自宅の住所がわかったのか、委員をしていることでこういった文書が送られてくることについて、怖い思いをしているという相談があった。委員の個人情報について教育委員会にも確認したところ、会議録に委員の氏名は記載されているが、住所などの個人情報については公開されていないということである。

この検討委員会の設置経緯を改めて説明させていただくと、春日地域市立小学校統合委員会の設置については、船城地区自治会長会から「1 学年 1 学級以上の学級編制にすること」、「統合も視野に入れた春日地域での検討委員会（仮称）を設置すること」とした要望書が丹波市教育委員会へ提出され、それをもって春日地域全体で船城小学校の今後の在り方について具体的な方策を協議するため検討委員会を立ち上げた。丹波市教育委員会の第2次丹波市立学校適正規模・適正配置方針は、第1回の資料にもあったように、文科省はじめ国の基準を踏まえて、大学の識見者や各地域自治会長会理事、保護者代表、学校関係者、公募による市民の皆さんで検討されて出来上がったものと認識している。よって、その方針に従い委員会を進めており、今回、このような形で書面が送られてきたことについて、怖い思いをされている委員もおられ、会議において自由な意見や提案ができないという事態にもなりかねないものと考えている。この会としての今後の対応については、教育委員会と検討していきたいと思うが、委員の皆様については、記載のあった連絡先に拒否の申し出をされても良いし、実際に怖い思いをされているので、警察に相談するのも一つの手段かと思う。この会として意見や提案をいただくのはいいと思うが、文書の送付先については、検討委員会、あるいは委員長の私とさせていただきたいと思うが、皆さまのご意見を伺いたいと思う。

(異議なし)

それでは文書の送付先を検討委員会宛て(丹波市教育委員会事務局教育総務課)として、団体に申し入れを行うので今後ともよろしくお願いいたします。

2 報告・協議事項

(1) 青垣地域市立小学校、市島地域市立小学校の統合経過の概要(資料2)

(2) 青垣地域、市島地域等の統合協議の整理、市島地域市立小学校統合に係る整備内容(資料3)

(3) 区域外就学制度と学校選択制(資料4)

上記(1)～(3)について、事務局より配付資料のとおり説明があった。

【委員の意見要旨】

委員：丹波市のホームページで市島地域の統合協議の会議録を読んでいくつか疑問点があるのでお聞きしたい。「市島地域のこれからの教育を考える会」で提言を出され、フォーラムを開催した結果、様々な意見があったので市島地域市立小学校統合検討委員会を設置された。その時のフォーラムで出た意見を見ると、かなり反対の意見が多くて、だいたい反対する人はフォーラムに来られる。この春日地域市立小学校統合検討委員会も地元説明をしていかなければいけないと思うが、反対意見も出てくると思うので、(市島地域では)そういう部分はどうかされていたのか。市島の統合検討委員会では、半年間、4回目の会議において多数決で決定されているが、その後、反対した委員は賛成したのかというのがわからない。今後、私たちも苦労すると思う。その辺の感覚を教えてください。

⇒事務局：市島のフォーラムでは賛否両論あり、再度統合の是非を考えるために市島の統合検討委員会が立ち上がった。検討委員会で協議され、投票の結果、賛成が多かったので統合することが決定している。

⇒委員：フォーラムで結構反対の意見があったので、一般の方は納得されたのか。

⇒事務局：統合協議は、賛成の意見もあれば反対の意見もあると承知している。100%賛成、100%反対は望めないと思う。多くの人の賛成意見をもって統合が進んだと考えている。

委員：統合準備委員会の段階になると、教育委員会から、会議の決定事項等がまとめられた資料を発行されていて、とても見やすいと思う。春日地域も統合準備段階からは発行されるのかなと思うが、この検討委員会の段階から発行してもらえるとわかりやすいと思う。吉見小と鴨庄小が統合するときは吉見小のままで、竹田小と前山小の統合では校名が変わっている。また、吉見小と三輪小の統合では市島小になっており、名前の決め方が曖昧で分からない。今後、自分たちも統合で名前を決めていくときに考えておかないと何回も名前が変わることになる。昔の春日中学校みたいに、大路校舎、明德校舎みたいにしてしまうのも一つの方法かなと思う。あるいは春日小学校〇〇校舎とすると、全員春日小学校の出身になるし、そういうのも考えていかないといけないと思う。名前を変えるときはそれが問題になると思うし、黒井も名前変えるかどうかでアンケートも変わるとも思う。

委員：青垣、市島の統合準備委員会の委員のメンバーは春日地域と違う印象である。青垣、市島は小中学校の教職員や認定こども園の職員が参加されているが、春日地域とどう違うのか。

⇒事務局：教職員の方は、校舎や校名、通学支援など統合に向けた具体的な協議に入る段階では参加いただく必要があると考えている。統合の是非については、地域、

保護者代表の皆さんで協議いただきたいと考えている。

山川委員長：春日の場合は、船城地区自治会長会からの要望を受けて設置しているもので、統合準備委員会になれば、そういった人たちの参加も必要かなと思う。

委員：市島のフォーラムの話で、統合反対の意見の方が多く、賛成の意見が少なかったという委員の話だったが、その後に統合検討委員会を設置されたというのは、意見を言う人が多かったというだけで、反対する人が多かったということではないと思うので統合検討委員会が立ち上がって、採決をとったら統合に変わったのかなと思う。意見の数が多いことは、反対する人が多いというわけではないと思う。また、採決する前に、あらかじめ多数決の場合はどうするかなどを決めたらよいと思う。鴨庄小が統合したときに校名が変わっていないのは、鴨庄地区が早く統合したかったからかなと思うし、また、三輪小との統合もあるから名前を変えていないのかなと思った。

（４）船城小学校の統合検討と春日地域市立小学校全体の考え方

委員で意見交換の結果、黒井小学校と船城小学校の統合検討について、黒井地区と船城地区で地域部会を設置し、協議することが決定した。

また、検討委員会全体会では春日地域の小学校全体の在り方について、今後も継続的に協議することが決まった。

【委員の意見要旨】

山川委員長：前回の意見の中であった船城小学校と黒井小学校の統合に向けた意見について皆さんの意見をお聞きしたい。春日地域全体のことも考えないといけないが、船城小学校と黒井小学校の統合を検討することになってくると、この全体会という形では器が大きいように思う。黒井地区と船城地区との話に持っていくということについて意見を聞きたい。

委員：黒井地区と船城地区の部会という形で話し合うにしても、最終的に統合の是非を決めるのは、この検討委員会という理解でよいかな。

⇒事務局：適正規模・適正配置方針にあるように、統合協議は旧町域で行うことになる。

黒井・船城地区の委員で詳細に話し合っていたいたとして、最終結論については、この全体の統合検討委員会で決定していただきたいと考えている。

委員：船城地区と黒井地区の合意形成がないと、おそらくこの検討委員会で統合の是非を考えられない。ある程度の合意形成をとってもらって、その方向性をこの検討委員会に持って帰ってきてもらって、この検討委員会で是非を問いましょうという流れがいいのかなと思う。仮に船城と黒井で話がつかなければ、それは別の方法を考えていかなければいけないと思う。前回会議で、船城地区の保護者から、中学校に進学したときの不登校のことなど、そういう生の声を聞いて、それがスムーズかなと思う。

委員：資料１の議事録４ページで「統合するかどうかという協議をまずしていただきたい。船城小学校をどうするか、他の小学校をどうするか、その協議の後に必要なことを順次決めていきたい。」とあるが、統合するかどうかについて、まず採決をとったらどうか。

山川委員長：船城と黒井の統合の方向について検討してくださいという全体会の了承のもとで、地域部会を作って話を進めていただく。合意形成できなければ全体会で再度検討しなおすという形になると思うがいかがかな。

委員：まず、黒井小学校と船城小学校の統合を検討する部会を持って、その後、全体として結論を出してもらうということについて私もそれでいいと思う。地域部

会として2小学校の統合検討を協議するという形で進めていただいて、全体会については、春日地域全体のことを考えていただかないといけないと思う。地域部会では黒井小学校と船城小学校の統合を検討し、全体では春日地域の小学校の全体を検討していただく。地域部会で方針が出たら、この検討委員会に報告をあげていただくという進め方で進めたら。ありがたいと思う。

委員：地域部会で統合の検討をしていくということで、決定ではないという理解でよいか。地域部会が出来たとして、そこで話をしながら全体に共有しながら話をしていきたいと思う。

委員：市島地域と出発点は違うが、市島も春日も統合検討委員会があるのは同じ形。市島では統合検討委員会で統合の是非が決定されて、その後準備委員会という形で進んだ。話を整理したいが、統合の是非について、この検討委員会の全体会で船城と黒井が統合することを決定するのか、そうでなくて、地域部会で統合の是非を決めるという流れか。最終的な結論はこの統合検討委員会で決めるが、その前に地域部会で黒井と船城が統合しようということを予備的に決めて、それを検討委員会に持ちあがって最終的に決定するという流れで理解してよろしいか。

山川委員長：事務局、その理解でどうか。

⇒事務局：委員の意見のとおり、まずは黒井と船城で統合するのかもしれないのか協議いただいて、その結果をもって最終的に全体会で決定いただくという流れで認識している。

委員：前回 PTA にアンケートをとる話があった。市島地域より一段階前の統合検討委員会で地域部会が出来るのはいいと思う。一刻も早く結論を出してほしいと船城地区の方が希望されるのであれば、この検討委員会で採決してもいいのかなと思っている。

委員：前回は PTA のアンケートの話をしていた。このままアンケートをとると、おそらく黒井に偏ったアンケートになってしまう可能性があると思い、どうしようかなと考えていて、船城の保護者や認定こども園の保護者とも話をすると、船城は保護者説明会をされたと聞いた。船城地区は統合の話を分かっていると思うが、黒井地区の方はほとんどが知らないんじゃないかなと思う。いきなりアンケートをとってしまうと偏ったものになるのかなと思うし、黒井小学校の保護者会の方と認定こども園花の子園の黒井地区の保護者の方を対象に、教育委員会にも参加してもらい、説明会をしてもいいのかなと思う。その後、自分たちがアンケートを作るのがいいのか、教育委員会に黒井寄りでも船城寄りでもないアンケートを作ってもらうのがいいのか考えている。統合が反対ということではなくて、船城のこどものことを考えると早く統合した方が友だちもたくさんできるし、中学校に進学したときの不登校の話もあるので早くとは思いますが、黒井地区の他の保護者や知り合いの先生に聞いたりすると、仮に25人のクラスで10人増えて35人のクラスになると、今と同じ教育が受けられるのかという意見もあった。25人くらいが適正な人数規模かなというような教員の意見もあった。そういうことを考え始めると、自分たちのこどもにより良い教育ができるのかということも少し疑問に思う。地域部会をして、保護者説明会をしてという段階を、時間はかかるけれどもそういった形をとってもらわないと自分の意見で決まってしまうということは難しい部分で、少しお時間をいただきながらじっくり考えていきたい。

山川委員長：黒井地区代表としても各自治会長に報告はしているが、自治会から各住民に行き渡っているかは確認が出来ていないので、地域部会が立ち上がったとき

に住民に相談ができたかと考えていた。市島は統合準備委員会で地域部会が立ち上がったが、他の地区とは違うので、春日は地域部会という形の統合検討ということでいいんじゃないかと思うが、いかがか。

委員：黒井と船城で地域部会を開いて統合を検討いただくことは全く問題ないと思うが、青垣地域も市島地域も地域で一校とする提言で、小中一貫教育が好ましいという中で、春日地域全体としてどうするんだという答えは持っておかないといけないと思う。いろんなことを検討したうえで、今回は黒井と船城の統合検討とすると説得力もある。春日地域の小学校の将来をどうするかも考えないといけないし、そうすると遅くなるので進めたらいいが、春日全体としての答えを持っておかないと、住民に説明したときに大路小は置きっぱなししかと言われて検討していないとは言えないので、この全体会は継続して開催してほしいと思う。

山川委員長：春日全体としてどういう方向に持っていくのかということも協議する必要があると思うが、皆さんの意見をいただきたい。

委員：青垣地域と市島地域、春日地域の違いというのは、青垣と市島は「これからの教育を考える会」である程度知識を得られている。予備知識がない状態で小中一貫が良いかなどは分からない。船城地区は2年間勉強されて、ある程度予備知識はあると思うが、全体を考えるうえでは知識的に難しい。人数が増えればいいのかなど、そういうことも知った上で進めていかないと全体の統合の是非も問えないと思う。検討委員会は継続しながら勉強し、いろんな人の意見を聞きながら、結論を焦らずに進めていけたらと思う。

山川委員長：春日全体を考えると、市島のフォーラムと同じような勉強会をやらないと市民の皆さんにはなかなか行き届かないのかなと思う。そういう方向性も必要かなと思う。いかがか。

委員：この統合検討委員会を継続するという意見に賛成。3年くらいすると船城以外にも10人を切る学年が出てくるということで、例えば、最低年に1回は各小学校の人数の推移を見るために実施するというのはどうか。今、例えば、黒井と船城を除いた残りの校区で地域部会を作ろうとなっても、なかなか機運も高まっていないので、統合検討委員会は定期的開催して、機運が高まったときに全体で1つになるのか、まずは2つになるのか議論をしていったらどうか。

委員：早く進めてしまうとあんまり良くないかと、じっくり検討しないといけないという流れだと思うが、そうすると今、船城小学校に通われている子どもたちがいろんな学習の機会を逃して卒業してしまうと思う。この検討委員会は長くなると思うので、統合を待つ前に今何かできることがあれば、何かしてあげられることはないのかなと思う。統合が決まるまでの間、何かフォローしてあげられることがあったらいいなと思う。

委員：こども会の会長をしているが、例えばイベントをするときに船城のこどもと一緒にやるとか、中学校に行く前にコミュニケーションがとれていたら少しでも障がいとれる可能性はあると思う。同時並行でできることはやっていって、統合となるといろんな人の合意形成もとっていかないといけないのでそれはそれで進めていく。問題の解決手段はたくさんあるので、ちょうどPTA会長が皆さんいるので、この会を使って一緒に考えてもいい。

委員：こどもが5年生のときに野外活動があって、それは春日町全体で活動しているし、黒井のこどもとも交流があると聞いている。そのあたりは学校や教育委員会も考えてもらっているのかなと思う。

山川委員長：他に意見はありませんか。意見がなければ、春日地域市立小学校統合検討委

員会の地域部会という形で、黒井小学校と船城小学校の統合の検討委員会を立ち上げるという形でよろしいか。

(異議なし)

⇒事務局：船城小学校と黒井小学校の統合の方向性を検討いただく地域部会を設置することに決まりましたので、地域部会の位置づけについて、現在の設置要綱の中で定めたいと考えている。改正については事務局に一任いただけたらと考えている。

山川委員長：丹波市春日地域市立小学校統合検討委員会設置要綱の地域部会版が出来るということか。

⇒事務局：新規に要綱を制定するわけではなくて、現在の設置要綱の中に組み込めたらと考えている。

委員：地域部会でどこまで協議するのか。細かいところまで決めるととても時間がかかる。統合するかどうかだけでよろしいか。

⇒事務局：統合の方向性を協議いただく中で、例えば校名の話とかいろんな話は出てくると思うが、まずは2校の方向性を決めていただきたい。その上で、いろんな意見はあると思うので全体会で報告してもらえたらと思う。

委員：青垣や市島のときの資料も出してもらわないと、自分たち素人で考えていくのはちょっと。

委員：地域部会は、黒井小と船城小が統合するかどうかを決めるだけなのか、準備委員会で決めることまでも決めるのか。

⇒事務局：準備委員会で協議する内容まで決めることは難しいと思う。統合の是非を検討するうえで、校名や校舎とかいろんな意見は出るのかなと想定するが、最終的な結論として、統合するとなれば実際には統合準備委員会が立ち上がるので、その中で校名をどうするとか、校舎をどうするとかが最終的に決定していくと考える。地域部会の中では、統合の是非を決めていただくことになる。

⇒委員：あくまで意見であって、決定は統合検討委員会で決めて、統合の是非を決定するためだけの地域部会という形で問題ないか。

⇒事務局：地域部会で決定いただく内容としては、統合の是非の方向性。

委員：黒井と船城で話し合っただけ細かい話が出たときに、どんな話が出てくるのか。どの項目を話し合うのかが分からない。

委員：統合するかしないかの方向性については、統合検討委員会の地域部会で予備決定をして、その結論を統合検討委員会に持ち上がって、そこで最終的にその意見を是とするのか決定いただく。そこで統合に決定となると、少なくとも黒井と船城においては次に準備委員会が立ち上がる。先ほど、地域部会の中で校名や校舎とかいろんな意見が出るでしょうと意見があったが、当然出ると思う。ただ、それについては結論を出す必要はないと思う。問題点としてピックアップしてあげておけばいい問題で、それは準備委員会が立ち上がった段階で話をするということで良いと思う。

委員：一番重要なのは、住民説明にあたって、ある程度、具体的な案を出していけないと説明できないと思う。

委員：黒井がアンケートをされるということを言われていたので、どんなアンケートがあるのかなとインターネットで調べたときに、一番揉める原因が校名をどうするか。ここで不安が出てきて、反対する人が出てくる。まず校名をどうするか、慣れ親しんだ学校の名前というところで、お互いの地区がどこまで歩み寄れるか、その協議が決まったのちにアンケートをされるのか、総会で決められるか分からないが、まずは校名だと思う。アンケートの例で、統合に賛成です

か反対ですかというアンケートをとられているところもあるが、それでどうなるという話で、まず話し合いとか説明会の中でお互いの地域で校名はどうするや、校歌はどうするやということが決まった段階で、統合が地域部会で決定するのかなと思う。

委員：地域部会の事務局は教育委員会か。委員がこういう資料をいただきたいと言えば、手持ちの資料があれば出してもらえるのか。

⇒事務局：協議にあたって必要な資料は教育委員会から提供していきたい。

委員：黒井地区と船城地区で今後この問題をどうするのかということから話を協議していったら、譲り合うところは譲って、自分の意見を言いたいところは主張して、その擦り合わせが必要だと思う。今ここで、こういう問題があるだろうと話をするのもありがたいが、どういう結論になるのか、それはやはり顔を合わせて協議をしていかなければ落ち着くところがどこになるのか、今ここで話をしてもあまり意味がないと思う。地域の代表が数名出て協議していかなあかんと思うが、その中でいかに擦り合わせていくか、どこを着地点に持っていくのか、統合ということを前提にまず考えていただいて、例えば黒井地区やったら、統合するとしたらこういう条件、船城地区はこういう条件、これはお願いしたいとか、やはり擦り合わせを行う会議になろうかと思う。その中でこういう資料をいただきたいとかあれば教育委員会で準備をしていただく。何回地域部会を開かないといけないか分からないが、お互いの調整という形で進めていかなければ話は前に進まないと思う。

山川委員長：統合検討委員会の地域部会という形で進めていければと思うが、いかがか。

統合検討委員会の地域部会という形で設置させていただいて、教育委員会と打ち合わせをして進めていきたいと思う。メンバーも検討する余地があると思うので、黒井地区、船城地区の皆さんと協議して決めたい。春日地域全体としての方向性も出さないといけないと思うので、皆さんのご意見をいただければと思う。

委員：地域部会はそれで良いが、せっかく統合検討委員会が立ち上がっているのに、本来、春日地域小学校の全体の在り方はどういうものなのか、基本構想というのか、そういうものだけでもまとめていただいて、それが何年かかるか分からないが、そういうものを明確に示す方がこの会が立ち上がった意味があるんじゃないかと思う。ただ、黒井と船城の統合だけで結果こうなったというより、全体会についても地域の基本構想をまとめていただいて、その一部が船城と黒井の統合というまとめ方をしていただけたら非常に船城地区としてありがたい。船城地区自治会長会として要望した意義もあるんじゃないかと思う。

委員：地域部会がどれくらいの期間をかけて検討されるのか分からないが、その間、この全体会は中断されるのか、月に1回程度開催されるのか分からないが、青垣地域や市島地域と違って「これからの教育を考える会」がなかった分、この検討委員会で春日地域の小学校がこれからどうあるべきかということについて、いろいろな地域性も抱えているので、考えていく機会にするべきじゃないかと思う。地域部会で動きながら、一方では春日全体で今後どうしていくかという会議を開催して、ある程度方向性を見出して、その一つに最初に船城と黒井の件が乗っかってくるという方向にもっていくべき。月に1回か分からないけれども、定期的に関わられて、春日全体の小学校をどうしていくのかという議論、話し合いも進めていってほしいと思う。

山川委員長：委員が言われるように、春日地都市立小学校の全体のことも考えながら進めていかなければならない。皆さんのご都合もありますけれども定期的な開催が

出来て、議論も出来ればと思うのでよろしくお願いします。

識見者：会議の最初に委員から、青垣地域と市島地域、春日地域の意見が出た。委員長がまとめていただいたが、参考までに、自分の記憶の範疇でお話をさせていただきたいと思う。平成25年に青垣の校長をしていたので青垣のことも経験させてもらって、市島の統合も関わらせてもらった。どれもシナリオはなかった。その都度、悩みながらこうしよう、ああしようということで、こういう風にしていこうと思ってもその通りにならなかったのが統合だと思う。もう1点は、青垣の時は1校にするという発想しかなかったと記憶している。市島もほぼ同じ時期にスタートして、市島も1校統合という発想しかなかったと感じている。それで、地域1校で小中一貫校という提言が出た。ところがフォーラムのときは、私も参加していたが、大きく2つの意見が出た。確かに地域の方の総意というよりも、意見を言いたい、意見を持っておられる方の声がたくさんあった。その中であった意見は2つだと思う。1つは、統合そのものに反対という意見、もう一つは、統合に一定理解はあるものの、1校統合にしなければいけないかという意見で、地理的な要因など様々な要因があったと思う。その2つが出てきて、統合するのかもしれないのかはっきりしようということで、もう一回考え直そうというのが統合検討委員会だという認識である。そこでは統合するかもしれないかだけを決めて、細かいことは統合準備委員会に任せようということで非常にコンパクトに協議をされた。今回の春日地域の場合は、スタートから違う。船城地区の教育環境を考えてほしいということがスタートで始まっているわけで、今日の協議の結果でも出ているが、まずは黒井と船城で部会を開いて協議していこうよと、そしてもう一つは春日全体のことも考えていこうよという2本立てのスタイルになっている。これは青垣でも市島でもなかった新たなスタイル。それぞれ経験させてもらって、この春日のスタイルは目の前のこどもたちにも効果が出ると思うし、5年後、10年後の春日のこどもたちにとっても良い効果が出てくると思う。

山川委員長：春日全体の小学校の在り方について、この検討委員会を定期的に開催できたらと思う。

⇒事務局：検討委員会全体会の在り方について、春日地域全体の小学校の方向性についても検討いただけるということで大変ありがたいと思う。まずは、船城の喫緊の課題というところで、船城と黒井で話し合っていただくということで、事務局としてもこれに注力していきたいと思っている。その課題が第一だと思うので、全体会については若干ペースを落としての開催になると思うが、春日全体のこどもたちの推移を確認していくタイミングとして全体会を開催して、勉強会を持ちながら、春日全体の方向性を協議いただければと思う。

山川委員長：次回、地域部会の日程はどうか。

⇒事務局：施設の予約は10月16日（木）、17日（金）。

山川委員長：地域部会は黒井地区と船城地区に集まっていただく。メンバーはこの検討委員会の委員か。

⇒事務局：地域部会は、まずはこのメンバー（黒井地区、船城地区の委員）でと思う。全体会の開催については別途協議をさせていただきたい。

山川委員長：今回は、黒井地区と船城地区の委員さんだけ集まっていただく。

委員：回りの地域部会で、事務局から部会の設置要綱案を出していただきたい。その案を見て、実際に協議する場に出てきてもらうメンバーを決めていかないといけないと思う。

山川委員長：それまでに委員に資料を事前送付してもらえるか。

事務局：現在の設置要綱の中に地域部会の位置づけを明記したい、一部改正を考えている。

委員：現在の要綱を改正するのであれば、委員に諮る必要があるのではないのか。

⇒事務局：設置要綱は教育委員会で設置しており、報告という形でさせていただいている。

委員：地域部会の設置要綱に具体的な委員の人数が書かれていないと動けないのではないか。地域部会はこのメンバーだけで話を進めていくのではなくて、それぞれ黒井地区と船城地区で追加して話をしていくことになると思う。その基準を作ってもらわないと、何人出すのか分からない。設置要綱も第1回に承認をとられたと思う。

⇒事務局：承認ではなくて要綱については報告させてもらった。今言われた意見も踏まえて、次回、船城地区と黒井地区委員で集まっていた時にメンバーの相談もさせてもらえたらと思う。

⇒山川委員長：次回、黒井地区、船城地区の委員さんは出席お願いいたします。全体会については様子を見ながら、ご通知申し上げたいと思うのでよろしくお願いしたい。

植木副委員長：本日は活発な意見をいただきありがとうございます。方向性として地域部会を設置することが決まった。検討委員会は続いていくので、団体や地域で意見を吸い上げていただいて、次の検討委員会では春日町全体のことを考えられるようにお願いしたい。

3 次回委員会の日程について

変更前：~~10月16日（木）19時30分～~~ 場所は別途通知

変更後：10月17日（金）19時30分～ 場所は別途通知

※会議終了後、出席予定委員の都合により日程は17日（金）に変更

【今回の決定事項】

- ・黒井小学校と船城小学校の統合検討については、検討委員会の地域部会を設置する。初回は黒井地区委員、船城地区委員だけで集まる。
- ・検討委員会の全体会では、春日地域の小学校全体の在り方について今後も継続的に協議する。開催日程は別途通知を行う。

丹波市春日地域市立小学校統合検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 丹波市春日地域における市立小学校の統合について検討するため、丹波市春日地域市立小学校統合検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 春日地域市立小学校の統合の検討に関すること。
- (2) その他統合の検討に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 春日地域の各校区の自治会を代表する者
- (2) 春日地域小学校の保護者を代表する者
- (3) 春日地域認定こども園の保護者を代表する者

(任期)

第4条 委員の任期は、原則として委員会の設置から第2条の学校統合の検討に関する所掌事項の協議が終了するまでの期間とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会長の職務及び部会の会議については、第5条第3項から第4項まで及び前条の規定を準用する。

4 部会長は、部会において検討した結果を委員会に報告し、部会の検討結果は、委員会で協議し決定するものとする。

5 その他の部会に関することは、原則として部会で協議し決定することができる。

(識見を有する者の出席)

第8条 委員長又は部会長は、必要があると認めるときは、識見を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

この要綱は、令和7年10月17日から施行する。

丹波市春日地域市立小学校統合検討委員会設置要綱 新旧対照表

現 行	改 正 後
丹波市春日地域市立小学校統合検討委員会設置要綱	丹波市春日地域市立小学校統合検討委員会設置要綱
(設置)	(設置)
第1条 丹波市春日地域における市立小学校の統合について検討するため、丹波市春日地域市立小学校統合検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。	第1条 丹波市春日地域における市立小学校の統合について検討するため、丹波市春日地域市立小学校統合検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
(所掌事項)	(所掌事項)
第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。	第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。
(1) 春日地域市立小学校の統合の検討に関すること。	(1) 春日地域市立小学校の統合の検討に関すること。
(2) その他統合の検討に必要な事項に関すること。	(2) その他統合の検討に必要な事項に関すること。
(組織)	(組織)
第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。	第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。	2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
(1) 春日地域の各校区の自治会を代表する者	(1) 春日地域の各校区の自治会を代表する者
(2) 春日地域小学校の保護者を代表する者	(2) 春日地域小学校の保護者を代表する者
(3) 春日地域認定こども園の保護者を代表する者	(3) 春日地域認定こども園の保護者を代表する者
(任期)	(任期)
第4条 委員の任期は、原則として委員会の設置から第2条の学校統合の検討に関する所掌事項の協議が終了するまでの期間とする。	第4条 委員の任期は、原則として委員会の設置から第2条の学校統合の検討に関する所掌事項の協議が終了するまでの期間とする。
2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(委員長及び副委員長)	(委員長及び副委員長)
第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。	第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。	2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。	3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。	4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)	(会議)
第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。	第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。
2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。	2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
	<u>(部会)</u>
	<u>第7条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。</u>
	<u>2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。</u>
	<u>3 部会長の職務及び部会の会議については、第5条第3項から第4項まで及び前条の規定を準用する。</u>
	<u>4 部会長は、部会において検討した結果を委員会に報告し、部会の検討結果は、委員会で協議し決定するものとする。</u>
	<u>5 その他の部会に関することは、原則として部会で協議し決定することができる。</u>

(識見を有する者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、識見を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

(識見を有する者の出席)

第8条 委員長又は部会長は、必要があると認めるときは、識見を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

この要綱は、令和7年10月17日から施行する。

黒井小学校・船城小学校の小学生数の推移

- ・令和7年度の表は、0～5歳児はR7.3.31現在の住基の人数、小1～小6は5月1日現在の在籍人数
- ・令和8年度以降の表は、令和7年度の表を1年ずつずらしたもの
- ・黄色は複式学級となる学年です。複式学級は、隣り合う2つの学年の児童の合計人数が14人以下（1年生を含むときは8人以下）の場合に1つの学級として編制します。

令和7年度

学校名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計
黒井小学校	13	19	21	29	28	23	133	33	31	22	31	36	26	179
船城小学校	6	2	6	2	10	5	31	6	6	9	8	8	15	52

令和8年度

学校名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計
黒井小学校	-	13	19	21	29	28	110	23	33	31	22	31	36	176
船城小学校	-	6	2	6	2	10	26	5	6	6	9	8	8	42

令和9年度

学校名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計
黒井小学校	-	-	13	19	21	29	82	28	23	33	31	22	31	168
船城小学校	-	-	6	2	6	2	16	10	5	6	6	9	8	44

1

黒井小学校・船城小学校の小学生数の推移

令和10年度

学校名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計
黒井小学校	-	-	-	13	19	21	53	29	28	23	33	31	22	166
船城小学校	-	-	-	6	2	6	14	2	10	5	6	6	9	38

令和11年度

学校名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計
黒井小学校	-	-	-	-	13	19	32	21	29	28	23	33	31	165
船城小学校	-	-	-	-	6	2	8	6	2	10	5	6	6	35

令和12年度

学校名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計
黒井小学校	-	-	-	-	-	13	13	19	21	29	28	23	33	153
船城小学校	-	-	-	-	-	6	6	2	6	2	10	5	6	31

令和13年度

学校名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計
黒井小学校	-	-	-	-	-	-	0	13	19	21	29	28	23	133
船城小学校	-	-	-	-	-	-	0	6	2	6	2	10	5	31

2

黒井小学校の小学生数の推移

- ・令和7年度は5月1日現在の在籍数、令和8年度以降は、令和7年3月31日現在の0~5歳児の住基人口を1年ごとにずらした見込数

黒井小学校 ※特別な支援を要するこどもの人数含む

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
令和7年度	33	31	22	31	36	26	179
令和8年度	23	33	31	22	31	36	176
令和9年度	28	23	33	31	22	31	168
令和10年度	29	28	23	33	31	22	166
令和11年度	21	29	28	23	33	31	165
令和12年度	19	21	29	28	23	33	153
令和13年度	13	19	21	29	28	23	133

※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正(令和3年)により、普通学級1クラスの編制基準は35人である。上表には特別支援学級に通学されるこどもの人数を含んでいるため、実際のクラス編制では差異が生じる場合がある。

3

船城小学校の小学生数の推移

- ・令和7年度は5月1日現在の在籍数、令和8年度以降は、令和7年3月31日現在の0~5歳児の住基人口を1年ごとにずらした見込数
- ・下表には特別支援学級に通学されるこどもの人数を含んでいるため、実際のクラス編制では差異が生じる。**令和7年度現在、2・3年生で複式学級を編制している。**

船城小学校 ※特別な支援を要するこどもの人数含む

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
令和7年度	6	6	9	8	8	15	52
令和8年度	5	6	6	9	8	8	42
令和9年度	10	5	6	6	9	8	44
令和10年度	2	10	5	6	6	9	38
令和11年度	6	2	10	5	6	6	35
令和12年度	2	6	2	10	5	6	31
令和13年度	6	2	6	2	10	5	31

※黄色は複式学級となる学年

複式学級・・・隣り合う2つの学年の児童の合計人数が14人以下(1年生を含むときは8人以下)の場合に1つの学級として編制する。

4

学校の小規模化に伴うメリット、デメリット

文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」から一部掲載

メリット	デメリット
- 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。 - 意見や感想を発表できる機会が多くなる。 - 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。 - 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる。 - 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える。 - 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ICT機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員の整備が可能である。 - 異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。 - 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。 - 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。	【学校運営上の課題】 - 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。 - 男女比の偏りが生じやすい。 - 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。 - 班活動やグループ分けに制約が生じる。 - 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。 - 特に複式学級がある場合、教員に特別な指導技術が求められる、複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい。 - 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる。 【学校運営上の課題が児童生徒に与える影響】 - 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につきにくい。 - 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。 - 協働的な学びの実現が困難となる。 - 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。 - 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。